

離職した介護人材の再就職準備金貸付申請等の手続き

☆申請から貸付までの流れ☆

◎申請者(静岡県内に住民登録をしている者) ※貸付要件を全て満たすもの

①静岡県社会福祉協議会 福祉人材センターにて求職登録をおこなう

(住所・氏名など登録し求職票を提出する)



②介護事業所又は施設へ再就職内定(決定)



③貸付の申請をおこなう

(申請書、再就職準備金利用計画書を静岡県社会福祉協議会生活支援部生活支援課に提出する)



④介護事業所又は施設へ再就職

(業務開始届を静岡県社会福祉協議会生活支援部生活支援課に提出する)



⑤貸付決定(貸付決定通知が静岡県社会福祉協議会より申請者に送付されます)



⑥誓約書の提出(連帯保証人の印鑑証明が必要です)

⑦振込口座申込申請書の提出

※決定通知着後15日以内に静岡県社会福祉協議会生活支援部生活支援課へ提出



⑧申請者の口座へ再就職準備金の貸付(振込)がされます



⑨修学資金等借用証明書提出

※貸付を受けた日から15日以内に静岡県社会福祉協議会生活支援部生活支援課へ提出



⑩現況届の提出(毎年11月)



⑪修学資金等返還債務免除申請書(介護職員等として2年間引き続き従事後に申請)



※当然免除要件の2年間の介護職等への従事ができなかった場合、返還となります。

住所・氏名の変更や、勤務先を退職又は病気等で従事できない時など各種届出が必要です。

◎詳細は、静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 介護福祉士等貸付担当まで
お問合せください。 電話 (054)254-5244